

鴻巣市地域防災計画

第5編 個別災害対策編

第5編 個別災害対策編

目 次

第5編 個別災害対策編.....	289
第1章 大規模事故対策.....	289
第1節 道路事故対策.....	289
第2節 危険物等事故対策.....	292
第3節 鉄道事故対策.....	297
第4節 航空機事故対策.....	299
第5節 放射性物質及び原子力発電所事故等災害対策.....	301
第2章 風水害・地震以外の自然災害対策.....	310
第1節 農作物等災害対策.....	310
第2節 竜巻等突風災害対策.....	311
第3節 火山噴火降灰災害対策.....	313
第4節 雪害対策.....	315

第1章 大規模事故対策

市内には国道17号及び17号熊谷バイパスが走り、現在新大宮バイパスと熊谷バイパスを結ぶ上尾道路の整備も進められ、県央地域の交通の要衝としての機能を果たしている。

国道17号は、都心と上信越方面を結ぶ広域幹線道路で、箕田では1日(24時間)約5万台の交通量があり、様々な交通がある。

こうした道路で、一たび大規模な事故等が発生した場合には、市は、被害の軽減と二次災害の防止等を図るため、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。

第1節 道路事故対策

大規模な交通事故等により多数の死傷者が発生した場合や、タンクローリー等危険物を積載する車両の事故等による爆発や有毒ガス等が流出した場合で、被害の軽減、二次災害の防止等の対策が必要な場合、市は、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。

なお、各応急活動においては、「風水害対策編」「震災対策編」に準じて実施する。

第1 事故等の予防措置

道路管理者は、定期的に危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

大雨等の異常気象による事故の発生を防止するため、異常気象時通行規制区間及び特殊車両通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域市民や道路利用者に広報する。

また、異常気象時に道路パトロールを実施し、危険箇所を把握し、事故防止のための予防対策を図る。

第2 応急対策

1 活動体制の確立

大規模な道路事故が発生した場合、市、県、道路管理者は、関係機関と連携し、事故災害応急対策を実施するための活動体制を確立する。

市及び県は、被害の状況により必要な場合においては、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

道路管理者

統括班
情報収集班
道路等応急復旧班
道路管理者
県

統括班
情報収集班
道路等応急復旧班

2 情報の収集・報告等

(1) 市の対応

大規模な道路事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

県

(2) 県の対応

大規模な道路事故が発生した場合、県は、被害状況の把握を行う。必要に応じて、県防災航空センターのヘリコプターの活用、現地調査班による現地調査を行う。

収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

警察署

(3) 警察の対応

警察は、現場情報を多角的に収集し、状況を的確に判断して必要な措置をとる。

消防本部
県
警察署

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関、警察と協力して被害者の救出、救助活動を行う。

消防本部

4 消火活動

市及び消防機関は、大規模な道路事故により、火災が発生した場合、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。消防機関は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

消防本部
保健医療班
警察署
県

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

県及び市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

また、市及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

消防本部
保健医療班

6 医療救護活動

市は、県及び関係機関と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な救急搬送及び医療救護活動を実施する。

7 危険物の流出に対する応急対策

道路管理者、消防機関及び警察は、道路事故により危険物が流出した場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

道路管理者
消防本部
警察署

8 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

道路等応急復旧班
道路管理者
警察署

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずる。

9 被災者等への的確な情報伝達活動

県、市及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。また、県及び市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

情報収集班
道路等応急復旧班
道路管理者
県

情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

また、県及び市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るとともに、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

10 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

道路等応急復旧班
道路管理者

第2節 危険物等事故対策

市は、ガソリンなど石油類をはじめとした危険物、高圧ガス、火薬類による火災や爆発、毒物・劇物の漏えい・流出による被害、サリン等による人身被害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化を図る。

また、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、施設の適正な維持管理及び保安措置を講じるために保安教育並びに防火思想の啓発等の徹底を図り、災害の防止に努める。

第1 危険物災害応急対策

1 基本方針

施設管理者は、消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防機関、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害応急対策

1 活動方針

施設管理者は、高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

施設管理者
消防本部
警察署

施設管理者
消防本部
警察署

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領(平成17年3月17日知事決裁)」に基づき応急措置を実施するものとする。

2 応急措置

(1) 施設等の管理者による応急措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

(2) 知事による緊急措置命令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため、必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

(3) 市長による基準適合命令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が基準適合命令を発する。

第 3 火薬類災害応急対策

1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

施設管理者
消防本部
警察署

県

消防本部

施設管理者
消防本部
警察署

施設管理者
消防本部
警察署

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- ② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講じる。
- ③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

第4 毒物・劇物災害応急対策

1 活動方針

施設管理者は、毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防本部に通報することとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、通報を受けた者は直ちに関係機関に連絡すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)により、応急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる。
- ② 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- ③ 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生じる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- ④ 施設周辺の市民の避難措置を講じる。

第 5 サリン等による人身被害対策

1 活動体制

市は、市域に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

施設管理者
消防本部
警察署

2 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

施設管理者
消防本部
警察署

(2) 情報収集

市は、市域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、第 3 編風水害対策編第 2 章第 1 節に準じて行う。

統括班
情報収集班
施設管理者
消防本部
警察署

(3) 立ち入り禁止等の措置

警察及び消防機関は、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、その他の場所への立ち入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

施設管理者
消防本部
警察署

(4) 救出、救助

市は、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)及び自衛隊派遣により対処する。

施設管理者
消防本部
警察署

(5) 医療救護

県は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

県

県

(6) 救急搬送

県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターやドクターヘリにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

県

(7) 汚染除去

知事は、県内に人身被害が発生した場合、自衛隊に汚染除去を要請する。

施設管理者
消防本部
警察署

(8) 避難誘導

市長、警察官等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難指示を行う。

第3節 鉄道事故対策

列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故が発生した場合、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。なお、各応急活動においては、「風水害対策編」「震災対策編」に準じて実施する。

第1 活動体制の確立

1 鉄道事業者等の活動体制

鉄道事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。

鉄道事業者

2 市の活動体制

市は、市域に鉄道事故が発生した場合、県、周辺市町、指定地方行政機関、公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

統括班

また、被害の状況により必要な場合、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

3 県の活動体制

県は、県内に鉄道事故が発生した場合、必要に応じて鉄道事故対策における現地災害対策本部又は埼玉県危機対策会議を設置し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、事故災害応急対策を速やかに実施する。

県

また、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故対策の実施を支援するとともに、総合調整を行う。

第2 情報の収集・報告等

1 鉄道事業者等の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに情報を収集し、適切な処置が実施できるよう、関係機関に必要な情報を提供する。

東日本旅客鉄道(株)

2 市の対応

鉄道事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめ県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

統括班
情報収集班

県

3 県の対応

県は、県内で鉄道事故が発生した場合、被害状況等の情報を収集するため、県防災航空センターのヘリコプターを活用するとともに、災害対策本部（県庁）及び上尾支部（地域機関）、現地災害対策本部（地域機関）の職員、又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせる。

収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

第3 乗客及び周辺住民の安全の確保

1 乗客等の避難

鉄道事故により、乗客の生命に危険が及ぶ場合、事業者、警察及び消防機関は連携し、乗客の避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

2 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、災害対策基本法第60条により避難指示を行う。

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関と協力して被害者の救出救助活動を行う。

4 消火活動

市及び消防機関は、鉄道事故により、火災が発生した場合、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

市、県及び関係機関は、鉄道事故により大規模な被害が発生した場合、他の地方自治体、関係機関に応援を要請するとともに、県は自衛隊に災害派遣の要請を行う。

6 医療救護活動

消防機関及び医療機関は、関係機関と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

7 広報活動

鉄道事業者は、市、県及び関係機関、報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

東日本旅客鉄道(株)
消防本部
警察署

統括班
消防本部
警察署

統括班
消防本部
警察署

消防本部

統括班
県

保健医療班
消防本部

東日本旅客鉄道(株)

第 4 節 航空機事故対策

市域及び近隣に航空機の墜落事故が発生した場合、県及び関係機関と連携し、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。なお、各応急活動においては、「風水害対策編」「震災対策編」に準じて実施する。

第 1 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合、東京空港事務所に速やかに通報し、活動体制を確立する。

航空事業者

2 市の活動体制

市は、市域及び周辺に航空機事故が発生した場合、県及び関係機関と連携し、被害の拡大防止、広報、救出救助等の応急対策を実施するため、活動体制の確立を図る。

統括班

市は、被害の状況により必要な場合においては、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

3 県の活動体制

県は、県内に航空機事故が発生した場合、必要に応じて航空機事故対策における現地災害対策本部又は埼玉県危機対策会議を設置し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、事故災害応急対策を速やかに実施する。

県

また、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故対策の実施を支援するとともに、総合調整を行う。

第 2 情報の収集・報告等

1 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合、速やかに情報を収集し、適切な処置が実施できるよう、関係機関に必要な情報を提供する。

航空事業者

2 市の対応

航空機事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

統括班
情報収集班

県

3 県の対応

県は、県内に航空機事故が発生した場合、被害状況等の情報を収集するため、県防災航空センターのヘリコプターを活用するとともに、県職員及び航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

第3 乗客等の避難

航空事業者
消防本部
警察署

1 乗客等の避難誘導

航空機事故により、乗客の生命に危険が及ぶ場合、事業者、消防機関は連携し、乗客の避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

統括班
消防本部
警察署

2 災害現場周辺の市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長は、災害対策基本法第60条により避難指示を行う。

統括班
消防本部
警察署

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関と協力して被害者の救出救助活動を行う。

消防本部

4 消火活動

市及び消防機関は、航空機が墜落により、広域に及び火災が発生した場合、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

統括班
県

5 応援要請

市、県及び関係機関は、航空機事故により大規模な被害が発生した場合、他の地方自治体、関係機関に応援を要請するとともに、県は自衛隊に災害派遣の要請を行う。

保健医療班
消防本部

6 医療救護

消防機関及び医療機関は、県と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

航空事業者

7 広報活動

航空事業者は、市、県及び関係機関、報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

第 5 節 放射性物質及び原子力発電所事故等災害対策

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

さらに、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所においては、これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が大気中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性を考慮し、その迅速かつ円滑な対応を図る。これらの対策を講ずる場合にあっては、国・県などが行う主体的な対策と綿密に連携し行う。

第 1 情報収集及び活動体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡の確保のため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

2 市の活動体制の整備

市は、災害応急体制のほか、県及び医療機関相互の連絡体制を整備するとともに、放射線関係事故に備え、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

また放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

第 2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画

1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に定める者。以下「事業者」という。）

危機管理課
国
警察署
消防本部
放射性物質取扱
事業者

危機管理課
福祉課
障がい福祉課
こども応援課
保育課
健康づくり課
子育て支援課
医療機関
自主防災組織

統括班
情報収集班
警察署
消防本部
県
原子力事業者

の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する本市及び安全規制担当省庁などに通報する。

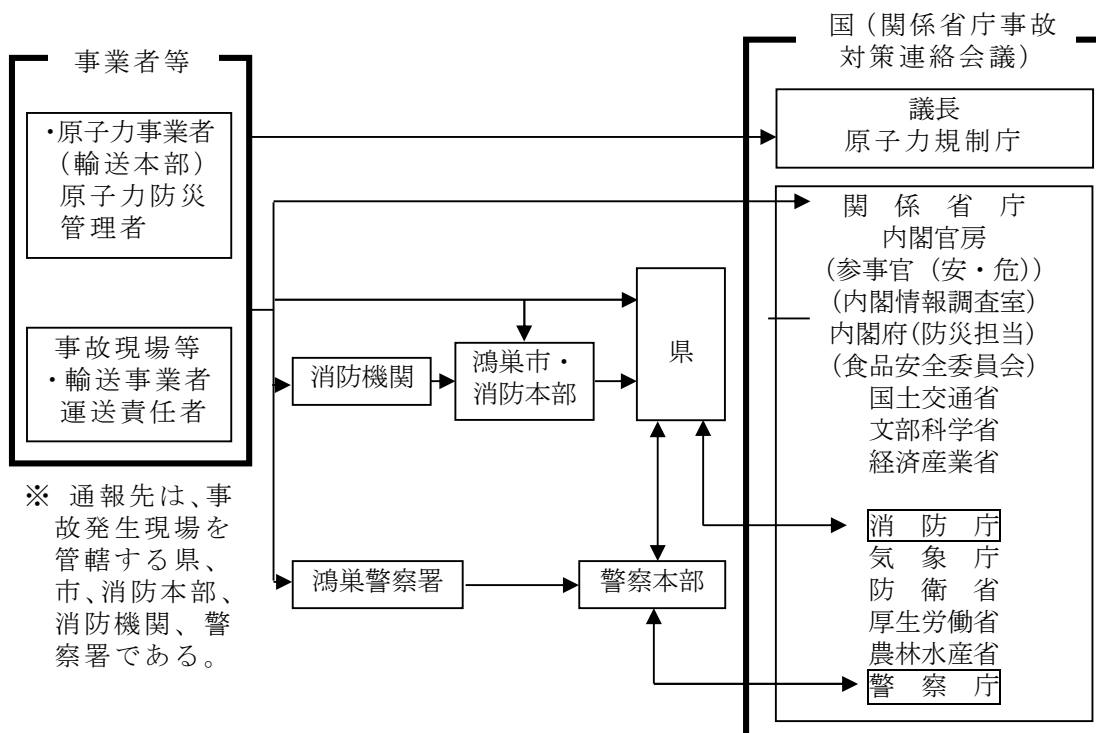
- ア 特定事象発生 の場所及び時刻
- イ 特定事象の種類
- ウ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- エ 気象状況（風向・風速など）
- オ 周辺環境への影響
- カ 輸送容器の状態
- キ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ク 応急措置
- ケ その他必要と認める事項

市は、事業者などから受けた情報について、県、安全規制担当省庁、道路管理者、警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行う。

② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

◆核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



③ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市、県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

また電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

統括班
システム班
電気通信事業者

2 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

原子力事業者

(2) 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、突発重大事案発生時の初動措置要綱の規定に沿った指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助、交通規制等の必要な措置を講ずる。

警察署

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急、除染活動等の必要な措置を講ずる。

消防本部

※ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m 以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね 100m を確保する。また、現場で広報活動を実施する。

全班

(4) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制、災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

統括班

(5) 応援要請

県は、必要に応じて、市に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求める。

消防本部
輸送事業者

3 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

全班

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、次項「5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」以下の措置を講ずる。

統括班

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認められたときは、市は、災害対策本部を閉鎖する。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

統括班

(1) 緊急輸送活動

市は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の輸送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後輸送する。

道路等心霊復旧班
警察署

(2) 交通の確保

市は、市職員、現場の警察官、関係機関等からの情報等により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、市及び警察は、相互に密接な連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関、応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する。

6 退避・避難収容活動など

(1) 退避・避難等の基本方針

統括班

市は、県と連携し、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示を発令する。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

統括班

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が退避・避難が必要な線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

※ 核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径 15m の距離に 1 時間滞在した場合の被ばく線量は 0.5mSv 程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径 15m 程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。この考えに基づき、警戒区域は核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15m とする。

② 市民への屋内退避・避難等の実施の指示

統括班
情報収集班

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、市民に講ずるよう指示する。また知事は、市域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、市長を応援するよう指示する。

統括班

③ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

統括班
教育班
生涯学習班

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。また、必要があれば、指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による輸送等の措置を講ずる。

教育班
生涯学習班

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。また市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

福祉班
保健医療班

(5) 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

統括班
情報収集班

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

統括班
情報収集班
道庁等心霊復旧班

② 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

③ 市民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

コールセンター班

7 各種規制措置と解除

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行う。

水道班
生活物資班
統括班
県
国

(2) 解除

市、県、原子力事業者等、消防機関等は、環境モニタリングによる地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

水道班
統括班
道路等心復旧班
県
国

8 飲料水の供給体制の整備

市は、放射線物質に関係する事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、風水害対策編第4章第1節第1に準じて飲料水を供給する。特に、乳幼児に優先的な飲料水の供給を実施する場合には、国・県等と協働して実施する。

水道班
県
国

9 被害状況の調査等

(1) 被災市民の登録

市は、県の指示により、医療措置、損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民を登録する。

統括班
教育班
生涯学習班

(2) 被害調査

市は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- ア 退避・避難等の措置
- イ 立入禁止措置
- ウ 飲料水、飲食物の摂取制限措置
- エ その他必要と認める事項

水道班
生活物資班
統括班
道路等心復旧班
県

統括班
保健医療班
県

10 市民の健康調査等

市は、県と連携し、退避・避難した地域住民に、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と人心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に、医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、輸送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

第3 放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は、次のとおりとする。

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

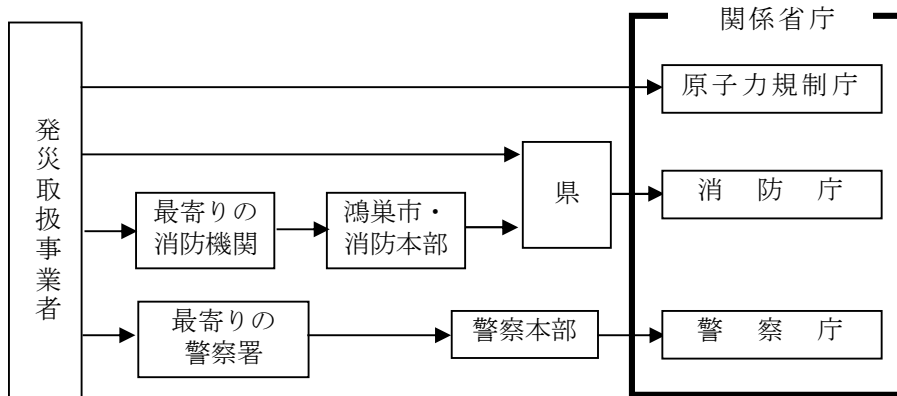
- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 気象状況（風向・風速）
- オ 放射性物質の放出に関する情報
- カ 予想される災害の範囲及び程度等
- キ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁、市など関係機関等へ連絡する。

(2) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

◆放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統



放射性物質取扱
事業者

放射性物質取扱
事業者

(3) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

統括班
県
国
放射性物質取扱
事業者

(4) 通信手段の確保

市、県等防災関係機関は、発災後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。また電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

統括班
システム班
県
国
電気通信事業者

2 活動体制の確立

市は、県と連携し、本節第2に準じ、活動体制の確立を図る。

統括班
情報収集班
警察署
消防本部
県

第 4 原子力発電所事故対策計画

本節第2の4～10について、原子力発電所事故対策計画に準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、県及び市による放射線量の測定結果を踏まえ検討を行う。

1 放射線量等の測定体制の整備

(1) 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

市は、市民の日常生活に密着する校庭等の公共施設で、空間放射線量を測定し、市域の放射線量の分布を把握し、公表する。

統括班
情報収集班
環境衛生班
県

(2) 飲料水、農畜産物等の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水、農畜産物等の安全性を確保するため、「原子力災害対策指針」（令和元年7月、原子力規制委員会）及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき、国・県と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜産物等の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行う。

統括班
水道班
生活物資班
県

第2章 風水害・地震以外の自然災害対策

第1節 農作物等災害対策

第1 予防対策

1 技術指導

異常気象による被害や病虫害による被害を最小限に防止し、農業経営の安定を図るため、農業関係機関と連携し、防除体制及び防除技術の強化に努める。

市は、凍霜害、暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農作物被害が発生した場合は、関係機関と連携し、被害後の技術対策等の指導をする。

また、異常気象時の被害防止措置、病虫害発生時の被害の拡大防止等の技術指導を行い、農業被害の防止軽減に努める。

2 情報の収集・伝達

市は、気象に関する情報を収集し、必要に応じて防災行政無線等により、農業関係機関、生産者等に伝達し、農業被害の防止・軽減に努める。

また、農業関係機関と連携し、病虫害に関する情報の収集及び提供に努める。

3 被害の報告体制の整備

農業被害が発生した場合に市が早期に被害状況等を把握できるよう、農業関係機関、生産者等との連携を強化するとともに、被害に関する報告体制の整備に努める。

第2 応急対策

農業生産基盤、養殖施設等施設被害のほか、畜産肥料の未入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、市及び県、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

【具体的には、「第3編風水害対策編第4章第8節」を準用する。】

農政課

農政課

農政課

生活物資班

第 2 節 竜巻等突風災害対策

住家が密集した市街地で竜巻が発生すると、看板や屋根瓦の破片など多様な飛散物が発生し、住家の窓ガラスが割れる被害や、老朽住宅では庇（ひさし）や屋根が飛ばされるなどの被害が想定される。耐火建築物である学校においても、教室や体育館の窓ガラスが割れる被害が出ると予想される。

竜巻の規模によっては、電柱の傾斜や折損、電線の垂れ下がりといった被害も発生し、停電や通信回線の途絶が起きる。

竜巻等が発生するおそれが高まったとき、気象庁は竜巻注意情報を発表する。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度 2 が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表され、有効期間は発表から約 1 時間である。対象地域内で竜巻等の発生する可能性が高まっている領域を示す竜巻発生確度ナウキャストの「発生確度 2」の情報は、予測の適中率は 7～14%、捕捉率は 50～70%程度である。

こうした災害の特性及び越谷市や熊谷市といった近年の事例等を踏まえ、市民の安全を確保するための措置を講じる。

第 1 活動体制

竜巻等突風災害の態様は、特定の地域に限定されることが想定される。市は、災害が発生したときは、緊急体制とし、災害現場の情報をもとに、配備体制や災害対策本部の設置等を検討する。

危機管理課

第 2 予防対策

1 対応方針の準備

「竜巻」対策について関係機関との意見交換を行いつつ、当面の対応方針をあらかじめ決定し、明確にしておく。

危機管理課

2 情報伝達方法の確認

市民への情報伝達を行う場合に備え、伝達内容、具体的伝達文案、伝達時点、伝達対象、伝達手段をあらかじめ決定し、明確にしておく。

学校や社会福祉施設については、伝達方法の充実を図る。

危機管理課

3 理解と啓発

竜巻注意情報や対処行動方法等、竜巻等突風について、職員への研修や市民への啓発を行う。

危機管理課

市民への啓発では、窓ガラス等に飛散防止フィルムを貼るなどの事前対策も周知する。また、学校等公共施設についても同様の事前準備の対応を検討する。

第3 応急対策

危機管理課

1 気象情報に対する注意

「竜巻」注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表されたときには、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表に注意する。

危機管理課

2 竜巻注意情報発表時の対応

竜巻注意情報が埼玉県に発表されたときには、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

危機管理課

3 情報の伝達

多くの人が集まったり、安全確保に時間を要する学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者に対し、既存の連絡体制や防災行政無線等により情報伝達を行う。

危機管理課

4 注意喚起情報の伝達

市内において、気象の変化（「空が暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」などの積乱雲が近づく兆し）がみられ、かつ、竜巻発生確度ナウキャストで、市域が「発生確度2」の範囲に入った場合には、市民に対し防災行政無線等で情報伝達を行う。

危機管理課

5 竜巻発生情報の伝達

市内及び周辺において、竜巻が発生したことを確認した場合は、市民に対し防災行政無線等で情報伝達を行う。

情報伝達の内容は、竜巻の発生、市民の対処行動の2点について行う。

全課
国
県

6 被害が発生した場合の対応

市は、竜巻・突風等により生じたがれきについて、集積場等からの収集運搬を迅速に実施し、早期の生活再建につなげる。また、竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容するとともに、家屋被害が発生した場合は、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

道路上にがれき等が飛散した場合、道路管理者は道路上のがれき等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第 3 節 火山噴火降灰災害対策

我が国は、地震国であるとともに火山国でもある。日本列島には 110 の活火山（平成 23 年 6 月現在・火山噴火予知連絡会）があり、いつどこで大きな噴火が起きるかわからない。平成 26 年 9 月に多くの登山者がいる中で突然に起きた御嶽山の噴火では 50 数名の犠牲者が発生した。

火山噴火は、火山の周辺地域が壊滅的な打撃を受けるとともに、噴出物の種類や量、気象条件によっては、100km 以上の範囲にわたって火山灰が降り、その影響が数年という長期間にわたって続くことがわかっている。

過去の災害履歴から、本市に噴火による被害を及ぼすと想定される活火山は、富士山と浅間山がある。

富士山は、我が国の陸域では最大の火山であり、現在も活動している新富士は、規模は小さいが、火砕物と呼ばれる火山灰を大量に噴出してきた歴史がある。国の検討会でも火山灰の噴出を想定しており、約 300 年前の宝永大噴火（宝永 4 年・1707 年）と同規模の噴火が起こった場合、本市も、火山灰が 2cm 以上降ると予想されている。

一方、浅間山は、天明 3 年（1783 年）の噴火で、本市付近でも約 7cm の降灰が記録されている。最近では、平成 21 年 2 月 2 日に噴火し、本市でも降灰が確認されている。

なお、国の検討会（内閣府「富士山ハザードマップ検討委員会」）報告においても、火山灰の降灰により、一時、鉄道・空港が使えなくなり、雨天の場合は道路の不通や停電も起こると想定しており、本計画でも噴火による降灰災害に対応する。

被害想定項目	被害内容
健康被害	長期にわたって呼吸器に障がいを出す人が出る。
道路交通網の被害	降灰後に降雨があった場合、5 mm/日の降灰で道路が通行不能になる。
電力被害	降雨がない場合には被害なし。降雨があった場合には、1 cm 以上で停電が起きる。（被害率 18%）
農作物被害	畑作物は 2 cm 以上の降灰で、1 年間収穫できない。稲は 0.5 mm で 1 年間収穫できない。
森林被害	植木等樹木被害は、1 cm 以上の降灰があった範囲で 50% 程度の被害が生じる。（降灰付着による幹の折損、湾曲、変色、枯死等）
上水道被害	降灰後の埼玉県各浄水場の被害状況により、断水・利用制限が生じる。
下水道被害	ほとんどない。

第 1 予防対策

1 情報の整理

危機管理課

我が国は火山列島であり、全国各地の火山活動に対する事例から、火山の噴火による降灰の影響をあらかじめ整理する。

2 対策の準備

危機管理課

市としては、道路・交通機関への降灰の影響を考慮して準備する。特に火山灰が道路に 2 cm 程度積もった場合、除去の方法や必要な資機材、車両などを検討する。

3 住民への啓発

危機管理課

火山の噴火に伴う降灰については、本市域でもかつて経験したことがある災害であり、全国各地で現在も起きていることなどを知らせ、不必要なパニックにならないことなどを啓発する。

第 2 応急対策

1 火山灰の除去

環境課

道路や鉄道の被害については、火山灰を的確に除去することで、被害を大幅に軽減することが可能である。そのため、火山灰除去の経験をもつ公共団体との広域的な応援体制がとれるよう検討する。

宅地に降った火山灰の除去については、所有者または管理者が対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、市が対応する。道路における火山灰除去については、道路管理者間で調整を行い、速やかな除去を行う。

2 農作物等被害の軽減

農政課

降灰による農作物等被害については、範囲も広くなることから、降灰中の応急対策は困難である。また、降灰後も長期にわたって被害が継続する可能性がある。

そのため、火山活動がおさまった段階における復旧・復興対策については、関係機関と連携し検討する。

3 火山灰の回収・処分

環境課

宅地など各家庭から排出された火山灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された火山灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

第 4 節 雪害対策

平成 26 年 2 月 14 日の大雪では、秩父 98cm、熊谷 62cm など積雪観測史上最高を記録した。

埼玉県内では、雪の影響により、山間部では 1,000 世帯以上が一時孤立し、主要道路も通行止めになったことから、自衛隊に除雪のため救援要請が行われ、秩父市など 2 市 5 町に災害救助法が適用された。

また、積雪によるガレージの倒壊や道路路面凍結による交通事故及び転倒者の多発など死傷者が発生したほか、停電、物流途絶による燃料や物資の不足の事態となった。市内でも、農業用ハウスが雪の重みで倒壊するなどの農業被害も発生した。

鉄道では、JR 高崎線は、14 日夜間に運転再開した電車が途中駅で足止めになり、東京方面からの帰宅者が暖房の停止した電車の中で一泊するという事態が起きるなど大きな混乱となった。

たとえ数 cm であっても、積雪があった場合には、道路交通や鉄道、ライフライン等の都市機能へ大きな影響が出る事が明らかになっている。

こうした経験を踏まえ、本計画では大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を目的として雪害対策を計画する。

第 1 予防対策

1 道路交通の確保の備え

降雪時の道路交通を確保するため各道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行規制に対する備えや放置車両及び立ち往生車両が発生した場合にそれらの移動を行うための訓練への参加、民間事業者等の連携・協力体制の整備に努める。

また、国や県と連携して、あらかじめ緊急通行車両の通行ルート確保のため連絡方法や道路啓開候補路線等について情報の共有を図る。

市は、除雪・融雪資機材の保守点検、器材の確保・調達計画の策定など、除雪体制を整備する。

また、降雪により車が立ち往生し車中に取り残され、運転者が凍死したケースもあったことから、降雪時の交通規制の決定方法等についてあらかじめ準備する。

2 雪害の危険性に関する周知

普段雪の少ない地域では、構造物の積雪に対する備えが十分ではないため、カーポートの倒壊や農業用ビニールハウスの下敷きで死傷するケースがあった。

道路課

危機管理課

市は、大雪の際には、簡易な構造物に過重な負荷がかかり倒壊の危険があること、道路の通行止め、公共交通機関の停止など普段の生活にはない状態が発生し、場合によっては生命が危険に及ぶことがあることなどについて周知する。

3 市民による自助の取組

市民は、自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力する。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

4 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、県と協力して大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

第2 応急対策

1 注意報・警報等の伝達

市及び関係機関は、風水害対策「注意報及び警報伝達計画」に基づき、降雪に関する気象注意報・警報の把握・伝達に努める。

なお、降雪に関する気象注意報・警報の種類は以下のとおりである。

危機管理課

道路課

危機管理課

◆降雪に係る注意報・警報等の種類

注意報	大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 12 時間の降雪の深さが 5 cm 以上と予想される場合
	着氷・着雪注意報	着氷・着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起これると予想される場合
警報	暴風雪警報	平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 12 時間の降雪の深さが 10 cm を超えると予想される場合

2 市の除雪方針

市は、市が管理する道路のうち、防災活動拠点や駅と緊急輸送道路をつなぐ路線の除雪作業を優先して行うとともに、駅ロータリー及び公共施設の除雪を行う。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

市及び高速道路、国道、県道を所管する各関係機関は、相互協力の下、所管する道路における除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。また、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両があった場合には、必要に応じて移動を行う。

県および高速道路事業者は、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(2) 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、東日本旅客鉄道(株)は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保について充実を図る。

4 ライフラインの確保

(1) 電信の確保

東日本電信電話(株)は、降雪対策用設備、機材及び要員の確保等に努める。

(2) 電気供給の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

道路課

鉄道事業者

通信事業者

電力事業者